

長浜市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

項目	内容						
対 象	0歳6か月から満3歳未満の未就園児						
利用可能時間	一人当たり月10時間を上限						
事業実施場所 及び定員 (R8)	公立園3園で実施 <table border="1" data-bbox="507 622 1040 792"> <tr> <td>六荘認定こども園</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>びわ認定こども園</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>にしあざい認定こども園</td> <td>1人</td> </tr> </table>	六荘認定こども園	2人	びわ認定こども園	2人	にしあざい認定こども園	1人
六荘認定こども園	2人						
びわ認定こども園	2人						
にしあざい認定こども園	1人						
事業内容	<p>①利用方式：柔軟利用※¹</p> <p>②実施方式：一般型（専用室独立実施型）※² 一時預かり事業と一体的に実施</p> <p>③開設日：月～金</p> <p>④実施時間：9時00分～16時00分</p> <p>⑤給食提供の有無：希望者に提供（実費負担）</p> <p>⑥キャンセルポリシー：キャンセル料は徴収しない。 無断キャンセルの場合は利用可能時間から減算する。</p> <p>⑦その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初回利用前に園と保護者で事前面談を行う。 ・支援計画や記録の作成 						
設置基準及び 職員の配置	国の基準のとおり						
保護者負担 (利用料)	<p>子ども一人1時間当たり</p> <table border="1" data-bbox="499 1527 1203 1720"> <tr> <td>長浜市保育料徴収規則別表の A階層に属する世帯</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>B階層又はC階層に属する世帯</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>D階層に属する世帯</td> <td>300円</td> </tr> </table> <p>給食費 一人1食当たり360円（希望者）</p>	長浜市保育料徴収規則別表の A階層に属する世帯	0円	B階層又はC階層に属する世帯	100円	D階層に属する世帯	300円
長浜市保育料徴収規則別表の A階層に属する世帯	0円						
B階層又はC階層に属する世帯	100円						
D階層に属する世帯	300円						
給付額 (公定価格)	<p>子ども一人1時間当たり</p> <p>0歳児：1,700円 1・2歳児：1,400円</p> <p>【加算】</p> <p>◎障害児加算・要支援家庭の子ども加算 600円</p> <p>◎医療的ケア児加算 2,500円</p>						

給付額 (公定価格)	◎初回対応加算 1回当たり 0歳児：1,700円 1・2歳児：1,400円 ◎生活困窮家庭等負担軽減加算 生活保護世帯：300円上限 市町村民税所得割合算額77,101円未満である場合、要支援家庭である場合：200円上限 ◎保護者支援面談加算 1回当たり 1,400円 など
財源	乳児等支援給付交付金（負担割合） 国 3/4 県 1/8 市 1/8

※1 柔軟利用

利用する事業所や月、曜日、時間を固定することなく、柔軟に利用する方法。その他、利用する事業所を限定して登録したり、利用する曜日や時間帯を固定するなど、特定の事業所を定期的に利用する方法（定期利用）がある。

※2 一般型(専用室独立実施型)

定員を別に設け、在園児とは別の専用室を設けて受入れを行う方法。その他、実施方式には以下の方法がある。

- 一般型(在園児合同型)：定員を別に設け、在園児と合同で受入れを行う方法
- 余裕活用型：保育所等を行う事業所において当該施設又は事業を利用する児童の数が定められた利用定員の総数に満たない場合において、定員の範囲内で受け入れる方法（基本的に在園児と合同）

令和7年度以降のこども誰でも通園制度の利用需要と提供体制

	年齢	令和7年4月1日		令和8年4月1日		令和9年4月1日		令和10年4月1日		令和11年4月1日	
		見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備
就学前児童数	0歳児		686.		672.		660.		650.		639.
	1歳児		672.		706.		692.		680.		670.
	2歳児		764.		672.		706.		692.		680.
	合計		2,122.		2,050.		2,058.		2,022.		1,989.
対象児童数	0歳児		305.		299.		294.		289.		284.
	1歳児		296.		311.		304.		299.		295.
	2歳児		244.		215.		226.		221.		218.
	合計		845.		825.		824.		809.		797.
利用率	0歳児				10%		10%		10%		10%
	1歳児				10%		15%		15%		15%
	2歳児				10%		15%		15%		15%
	合計		10%		10%		15%		15%		15%
(利用者数)	0歳児		0.		30.		30.		29.		29.
	1歳児		0.		32.		46.		45.		45.
	2歳児		0.		22.		34.		34.		33.
	合計		0.		84.		110.		108.		107.
間必要受入数時	0歳児		0.		300.		300.		290.		290.
	1歳児		0.		320.		460.		450.		450.
	2歳児		0.		220.		340.		340.		330.
	合計		0.		840.		1,100.		1,080.		1,070.
(必要整備定員数)	0歳児	0.	0.	2.	2.	2.	0.	2.	0.	2.	0.
	1歳児	0.	0.	2.	2.	3.	1.	3.	0.	3.	0.
	2歳児	0.	0.	1.	1.	2.	1.	2.	0.	2.	0.
	合計	0.	0.	5.	5.	7.	2.	7.	0.	7.	0.

【利用者数（こども誰でも通園制度のニーズ）算定の考え方】

	利用者数（こども誰でも通園制度のニーズ）の算定式	算定式に用いた要素の推計方法
算定式	0歳児 $(\text{就学前児童数} - \text{保育所等利用児童数}) \div 2 = \text{対象児童数}$ $\text{対象児童数} \times \text{利用率} = \text{利用者数 (ニーズ)}$	○就学前児童数 長浜市未来こども若者計画（令和7年3月策定）の人口推計を使用 ○利用率 近隣自治体の実績・利用率を参考に設定
	1歳児 $\text{就学前児童数} - \text{保育所等利用児童数} = \text{対象児童数}$ $\text{対象児童数} \times \text{利用率} = \text{利用者数 (ニーズ)}$	
	2歳児	

乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容について

地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備する。